

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 障がい者の地域生活支援の充実
-----	------------------

施策主管課	障がい福祉課	総合計画記載頁	69ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	3 障がいのある人の生活を充実する	政策の達成目標 (基本施策目標)	障がいのある人が、地域の中で、人格と個性を尊重され、自立し、安心して充実した生活を送っています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	--

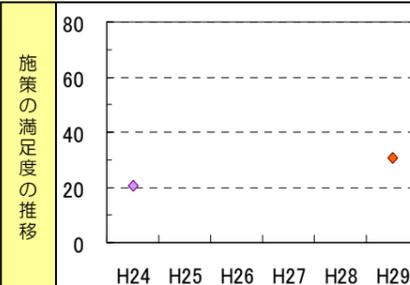
2 施策の取組状況

施策目標	障がい者が社会的に自立し、いきいきと生活しています。
------	----------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23,3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	施設入所者の地域生活への移行者数(人)	単年度目標値	88	98	108	118	128			138	A	指標4	施設入所から地域生活への移行者数/施設入所者数(H21年度末現在)	中核市平均	2.8				
	現状値(H23,9現在)	実績値	101						実績値	4.8										
	目標値(H29)	単年度の達成度	114.8%						中核市での本市の順位	4位/41市中										
指標2	グループホーム・ケアホーム利用者数(人/月)	単年度目標値	348	363	379				A	指標5	グループホーム・ケアホーム設置数/身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉手帳交付者数1千人	中核市平均	3						A	
	現状値	実績値	325					実績値			2									
	目標値(H29)	単年度の達成度	93.4%					中核市での本市の順位			13位/41市中									
指標3	障がい者生活支援センターにおける相談件数(件)	単年度目標値								③ 市民意識調査結果	施策の満足度(%)		調査結果	H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	-
	現状値	実績値	14,072								目標値(H29)	28.8%	前年度からの増減							
	目標値(H29)	単年度の達成度	-																	

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

施策指標	A:達成度90%以上 B:達成度70%~90%未満 C:達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A:上位1/3(1~14位) B:中位(15~28位) C:下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A:前年度より向上(2%超) B:前年度同水準(±2%以内) C:前年度より低下(-2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できることが求められている中、施設入所者の地域生活への移行者数については、年々増加している。 障がい者生活支援センターなどにおける相談件数については、障がい者の高齢化や重度化に伴い、障がい者が年々増加しており、相談件数も増加傾向にある。 	市民満足度		進捗の状況	順調
------	--	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	障がい者生活支援事業	○	・地域生活相談体制の充実	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	地域生活支援センターの運営	H18	障がいの種別に関わらず、いつでも身近な場所で適切な相談支援が受けられるよう、既存の障がい者生活支援センターの機能の強化や、相談支援の中核機能を有する基幹相談支援センターの設置を含めた総合的な相談支援体制について、見直しを図っていく。
2	地域自立支援協議会運営	○	・地域生活相談体制の充実	障がい児・者、市民	会議の運営	H20	障がい者の自立支援、総合的な相談支援体制の整備や就労支援の充実を推進し、関係機関の連携を図るため、全体会・各部会における協議を継続して実施する。
3	成年後見制度（障がい福祉課）		・障がい者への権利擁護支援の強化	成年後見制度の利用を必要とするが、自ら申し立てができない知的障がい者	首長からの家庭裁判所への申し立て	H18	障がい者の権利擁護の推進に資することから、制度の周知に努めるとともに親族がいない等の理由で申立てを行うことが困難な者については、市長申立てなどを行う。
4	グループホーム等設置費補助金	○	・グループホームの設置促進	グループホーム・ケアホームを設置する社会福祉法人等	改修費に対する補助	H15	同種の補助（社会福祉施設等施設整備費補助金）とともに、適宜補助制度の周知に努め、積極的に事業者に働きかけながら、グループホーム・ケアホームの整備を促進する。
5	障がい者福祉施設整備費補助金	○	・グループホームの設置促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	H11	障害福祉施設を整備する事業者に整備費用の一部を助成することにより、障害福祉施設の基盤整備の促進を図る。
6	障がい者福祉施設小規模整備費補助金	○	・グループホームの設置促進	市内で障がい福祉施設の運営を行う社会福祉法人	福祉施設の小規模整備費等の一部助成	H11	国庫補助の対象とならないような小額の施設整備について補助する制度であり、施設の老朽化は進行していることから、施設環境の向上をはかるため、事業を継続していく。
7	重度身体障がい者住宅改造費補助金	○	・障がい者の地域移行・地域定着支援の充実	重度身体障がい者（児）	住宅改造費	H8	住宅設備を改造する経費の一部を補助することにより重度身体障がい者の生活環境の整備を図り、重度心身障がい者の日常生活を容易にするため、事業を継続する。
8	デイケア事業		・居宅・通所サービス提供の充実	重度の障がい者を有する者で、医療保健に加入しているもの	医療費の助成	S48	在宅の重度心身障がい者に日常活動訓練、社会適用訓練等を提供し、身辺処理能力、社会適応能力の向上を図るために必要な事業であることから、障がい者施策全体の中における事業のあり方を検討しつつ、法改正等の動向を見据えながら、事業を実施する。
9	配食サービス事業		・居宅・通所サービス提供の充実	心身の障がい、傷病等により調理が困難なひとり暮らしの障がい者	配食サービスの提供	H18	一人暮らしの障がい者であって、調理が困難な者の食生活の改善及び健康の増進を図るための事業であるが、現在の利用者が介護保険へ移行することから、本年度をもって事業廃止とする。
10	福祉ホーム運営費補助金		・地域生活支援事業の充実	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	運営費補助	H16	安定した居住環境を確保することにより、住居を必要とする障がい者の地域生活支援に資するものであることから、事業を継続する。
11	日中一時支援事業		・地域生活支援事業の充実	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）	障がい者等に対して一時的な活動の場を提供	H18	障がい児者の見守りや社会適応のための訓練などを実施し日中の活動の場を確保するとともに、介護者の負担軽減のため既存施設の利用状況を精査しながら、他の類似事業（放課後等デイサービス）との整合性を図りつつ、適正な配置や実施箇所数を検討する。特に、医療的ケアが必要な障がい児者については、介護者の負担が大きく、利用者の声が年々高まっているが、受け入れが可能な施設が少ないことから、法改正等の動向を踏まえつつ、事業の充実について検討していく。
12	地域活動支援センター事業（民間）		・地域生活支援事業の充実	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）	サービスの提供	H18	障がい者の地域における安定した生活に資するものであることから、法改正等の動向に注視し、法定サービスへの移行を支援しながら、事業を継続する。
13	訪問入浴サービス事業		・地域生活支援事業の充実	在宅重度身体障がい者及び重症心身障がい児	サービスの提供	H18	単身では入浴が困難な障がい者に対し、定期的に訪問入浴サービスを提供することは必要なものであることから、今後も利用者ニーズの把握等を行いながら、事業を実施する。
14	障がい者福祉ゾーン整備費（単独）		・地域生活支援事業の充実	施設を利用する障がい者（児）	障がい者ゾーンの設置	H16	障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するために道路標示等は、必要なものであることから、新規施設に対して設置するとともに、既存の道路標示について必要に応じて更新する。

15	精神通院医療費助成事業		・地域生活支援事業の充実	自立支援医療の支給認定を受けた者のうち、世帯の所得区分が低所得の区分に認定されたもの	医療費の助成	H18	精神障がい者の適正な医療の普及に努める。
16	緊急通報システム		・地域生活支援事業の充実	一人暮らしの重度身体障がい者	緊急通報装置の設置	H18	一人暮らしの障がい者等の安全確保を図るため、必要な事業であることから、事業の周知に努めながら、事業を実施する。
17	福祉電話等事業		・地域生活支援事業の充実	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する身体障がい者手帳2級以上の者	福祉電話の設置	S49	外出が困難な障がい者が、相談、助言、安否確認のサービスの提供を受けることにより、安心して地域で社会生活を送ることができるために必要な事業であることから、設置後の利用者の状況を把握しながら、事業を実施する。
18	日常生活用具給付事業		・地域生活支援事業の充実	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	日常生活用具の給付	H18	在宅の重度心身障がい者に日常活動訓練、社会適用訓練等を提供し、身辺処理能力、社会適応能力の向上を図るために必要な事業であることから、障がい者施策全体の中における事業のあり方を検討しつつ、国の施策の動向を見据えながら、事業を実施する。
19	発達支援ネットワーク推進事業	○	・障がい児発達支援ネットワークの推進	市民及び関係機関・団体	関係機関・団体との連携による支援の推進	H20	障がい児や保護者にとって、身近な地域における支援をより充実するため、宇都宮市域の今後の発達支援の方向性として各分野の意見を取りまとめた「発達支援の展望」を活用し、障がい理解の普及啓発や途切れのない一貫した支援を推進していく。
20	乳幼児発達健診事業		・早期発見・早期支援の充実	市民(乳幼児健診でスクリーニングされた児等)	発達健診の実施	H8	診療検査事業の充実に伴い、子ども発達相談室と乳幼児発達健診の対象児のすみわけが必要になっているため、市の医師会や関係者と話し合い乳幼児発達健診の今後の方向性について検討していく。
21	ここ・ほっと交流事業		・身近な地域での生活支援	かすが園・若葉園、西部保育園、子育てサロン西部に通う園児やその保護者及び一般市民	季節に応じた行事カリキュラムに加え、日常保育の中で交流事業を実施	H19	保育カリキュラムの中で交流事業を積極的に実施しているが、さらに地域におけるノーマライゼーションを推進するため、日常的な交流のあり方や方法、また地域住民を巻き込んだ交流について再検討していく必要がある。職員については、保育園・通園相互の各教室に入りながら療育等の体験交流を引き続き実施していく。交流の意義を職員や保護者など事業に関わる者全てが適切に理解することにより、より一層交流を深めていく。これまでの取組により子ども発達センター利用者及び地域住民には交流事業の意義についての理解を得られていることから、今後は広く市全体に向けてPRに取り組む。
22	子ども発達相談室		・発達相談の充実	市民(発達の遅れなどについて心配している児童及び保護者)	電話・面接相談の実施	H19	相談件数の増加に伴う待機期間を短縮するため、円滑な事業運営について検討していく。また、継続的に障がいの早期発見・早期支援に取り組むため、発達の遅れに不安を抱いている児童や保護者及び保育園や幼稚園の職員等の総合的な相談窓口として、関係機関等とのコーディネート等を強化していく。
23	ここ・ほっと巡回相談事業		・身近な地域での支援の充実	市民(保育所、幼稚園、なかよクラブ、子育てサロンに通う児)	・訪問支援の実施 ・講演会等の開催	H19	軽度発達障がい児への早期発見・早期支援、保護者支援の充実を図るため、三者面談等による手法を取り入れた園訪問の実施を検討していくとともに、障がい理解啓発に係る講演会を実施していく。
24	通園事業の運営		・身近な地域で支援の充実	医療型児童発達支援センター(かすが園)、児童発達支援センター(若葉園)に通う児童及び保護者	社会適用に向けた療育の提供及び保護者支援	H19	自閉症児に対応する療育プログラム(TEACCHプログラム)を導入し、園児が見通しを持って生活できるよう環境を整え、さらに、個別支援として、保育士と専門職(作業療法士・言語聴覚士・心理相談員)によるチームで療育をおこない、一定の成果を上げているが、自閉症以外の児に対してのプログラムの再構築を図るとともに専門職との連携においても個別指導にとどまらず、グループ指導にも介入しチーム療育を強化していく。
25	重症心身障がい児プール活動支援事業		・身近な地域での支援の充実	18歳未満の重い運動障がいのある重症心身障がい児	施設内にある温水プールを利用してプール活動を行い生活の質を高める。	H20	新規利用児の確保に向け、特別支援学校等への説明及びポスターの掲示依頼による周知を強化する。
26	障がい児療育事業		・身近な地域での支援の充実	18歳未満の障がい児、またはその疑いのある児	医師の指示のもとに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員による療育指導の提供	H19	より質の高い療育を提供していくためには、医師との連携を図り、利用者の増加に対応した指導頻度の調整を行う必要があることから、言語聴覚士や心理相談員、関係機関等との療育支援体制の再編・強化について検討する。
27	障がい児診療検査事業		・身近な地域での支援の充実	18歳未満の障がい児、またはその疑いのある児	小児科医師、リハビリテーション科医が診察し、療育の指示を行う。	H19	利用児の発達状況を適切に判断するために必要な医師の配置を検討するとともに、診療報酬の確保のため、適切な報酬請求を行うための体制整備等について検討する。

28	早期療育支援事業（カンガルー教室）		・身近な地域での支援の充実	障がい者が疑われる幼児及びその保護者	児の発達を促すため、保育士が遊びを通じた指導を行うとともに、保護者の不安軽減と障がい受容を促す。	H19	児への個別指導とグループ指導及び保護者への助言指導を継続するとともに、保護者学習会を利用しやすいように開催曜日や演目を検討する。また、身近な地域において早期の支援を行う仕組みを検討する。
29	家族支援事業		・身近な地域での支援の充実	子ども発達センター事業利用者の保護者	親の療育技術を向上させるペアレントトレーニング及び心理相談員によるカウンセリングを行う家族サポート	H22	障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う様々な苦悩や育児に対する不安など、精神的負担を軽減できるよう、今後もより効果的な事業を実施するため、職員の人材育成を図る。
30	リハビリテーション相談		・身近な地域での支援の充実	18歳以上の障がい者および高齢者	リハビリテーションに関する相談を実施	H22	医療機関や高齢者・障がい者の相談機関が整備されることに伴い、センターへの相談件数が減少してきていることから、専門職への相談があった場合は個別に対応するものの、事業として位置づけは廃止を検討する。
31	宇障連運営補助金			宇都宮市障害者福祉会連合会	運営費補助	H15	障がい者の福祉向上のための活動を行っている宇障連の組織基盤・財政基盤の安定・確立は必要であることから、今後も支援を継続していく。
32	重度心身障がい者医療費助成			身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1、A2)、身体障がい者手帳3、4級と療育手帳B1を併せもつ者	医療費の助成	H8	重度心身障がい者が、いつでも安心して医療にかかれる在宅生活を送ることができるよう、重度身体障がい者の身体的特性や生活・経済環境などに配慮し、医療機関窓口での医療費の支払いや助成申請の手続きをなくし、本人やその家族など、介護者の負担を軽減するために、「現物給付方式」を継続する。
33	心身障がい者福祉手当給付事業（扶助費）			身体障がい者手帳1・2級又は療育手帳B1以上で、国の手当を受給していない障がい者	手当の支給	S44	障がい者の社会的自立の促進に向け、重度心身障がい者の経済的な負担を軽減し、安心した在宅生活に資するものであることから、事業を継続する。
34	特定疾患患者福祉手当給付事業（扶助費）			市が指定する疾患に該当し、心身障がい者福祉手当を受給していない者	手当の支給	S49	疾患を有する者の経済的な負担を軽減し、安心した在宅生活に資するものであることから、事業を継続する。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性

課題	<p>◆障がいの種別に関わらず、いつでも身近な場所で、総合的な支援が受けられるよう、相談支援体制の強化について検討する必要がある。</p> <p>◆施設入所者の地域生活への移行者数は年々増加しているが、引き続き、障がい者が自立し、安心して地域移行・地域定着できるよう、関係機関と連携を図りながら、支援の充実を図る必要がある。</p> <p>◆障がい児やその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、関係機関がそれぞれの役割を持って支援を推進していくとともに、一層の連携強化を図る必要がある。</p>	方向性	<p>〈施策全般〉 ◆障がい者が地域において自立し、安心して生活するための地域移行への支援や障がい者が適切に各種サービス等を利用できるよう相談支援体制の充実など、地域生活支援の充実を進めていく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆「地域生活相談体制の充実」については、障がい者が自立した生活を送れるよう、自立支援協議会「相談支援部会」などを活用しながら、障がい者やその家族にとって、身近で相談しやすい窓口の整備や基幹相談支援センターを含めた総合的な相談体制の構築について検討を進めていく。</p> <p>◆「障がい者の地域生活移行支援の充実」については、障がい者が地域で安心して充実した生活を送れるよう、関係機関とのネットワーク構築による連携体制の強化に取り組みながら、障がいの特性に応じたきめ細かな支援について検討する。</p> <p>◆「障がい児発達支援ネットワークの推進」については、障がい児やその家族への支援をより充実するため、各関係機関が有する発達支援の現状や課題を共通理解し、情報の共有を図りながら、支援体制の強化を図るとともに、個別の支援計画による途切れのない一貫した支援を充実する。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆配食サービス事業については、現在のすべての利用者が介護保険へ移行することから、本年度をもって事業を廃止する。</p>
----	--	-----	--